

TPP 協定大筋合意に関する意見書

昨年 10 月、ジョージア州アトランタにて、環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）交渉は大筋で合意し、その後すかさず政府は、総合的な TPP 関連政策大綱を決定しました。臨時国会も開催されず、国民への十分な説明もなく、国会承認を前提とした平成 27 年度補正予算が決定され、可決・成立しました。

我が国は、貿易立国として現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくために、アジア太平洋地域内において高いレベルの経済連携を推進するとともに、アジア太平洋地域外の主要な貿易パートナーとの間の経済連携も推進し、世界の貿易投資の促進に主導的な役割を果たす必要があります。しかし、経済連携を進めるにあたっては、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に甚大な影響を及ぼす可能性もあることから、どのような影響が生じるか、慎重にも慎重を期して交渉にあたる必要があります。

そのため、2013 年 4 月、衆参農林水産委員会は、政府に対し、農産物重要 5 項目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとするなどを決議しました。しかし、政府の「合意」内容によると、農林水産物は全体の 8 割が即時もしくは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた米や麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖・でん粉の重要 5 品目についても 3 割が関税撤廃となっています。しかも、関税が残った重要品目も無税又は低関税の特別輸入枠が設定されるなど、我が国において、かつて経験したことのない高い水準の農畜産物市場の開放がなされる結果となり、TPP「合意」の結果に対し、農業者をはじめ多くの人々は「不信・憤り・不安」を抱え、失望感が漂っています。これでは、安倍政権が掲げる「地方創生」「1 億総活躍」どころか、「地方崩壊」「家族農業凋落」の道をたどることになり、本当に国益を守り、国会決議を順守したと言えるのか、疑義を抱かざるを得ません。

また、交渉により収集した情報について、国民への十分な情報提供を行うことを決議し、国会においても再三情報の公開を求めてきたにも関わらず、交渉過程において、協議に関する情報は全く公開されませんでした。

このように、国民への説明、情報公開もないままに、「合意＝批准」が既成事実かのように国内対策の論議が進められています。徐々に公表されつつある「合意」内容をみると、上記の国会決議違反と言わざるを得ない農産物重要 5 項目を含む各品目で大幅な関税の削減・撤廃、さらには食の安全・安心や医療制度、ISDS 条項など、国民の暮らしに係る懸念事項に関しても、疑念は完全に解消されていません。自動車分野においても早々に米国との二国間協議に応じ、乗用車で発効後 15 年目からの関税撤廃となるなど、日本の利益が確保されたとはいえられません。

よって政府においては、国会における承認手続きに入る前に大筋合意

の交渉経過や TPP 協定案について、早期に全面的な情報公開を行うとともに、国内農林水産業、関連産業及び地域経済への影響など、幅広い観点からその影響を精査し、徹底した国民的議論を行うよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 24 日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済再生担当大臣
外務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

宛